

第5章 移動等円滑化促進地区の区域等の設定

5-1 生活関連施設・生活関連経路、促進地区の区域の設定

(1)生活関連施設・生活関連経路の設定

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等のなかから設定する必要があります。

そのため、下表に示す施設を生活関連施設の候補とし、各地区における立地状況を勘案して、具体的な生活関連施設を設定します。

表 5-1 生活関連施設の候補

種類		対象範囲
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅・空港
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル（床面積1,000㎡以上のもの）
	子育て支援施設	子育てひろば事業実施施設（子ども家庭支援センター、児童館、子育てひろば）
公園		近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園

生活関連経路は、生活関連施設相互を結ぶ経路です。

具体的には、歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本として、地区内のネットワークを重視しながら、鉄道駅またはバス停を中心とした動線と施設間の移動に配慮した動線を設定します。

(2)移動等円滑化促進地区の区域の設定

移動等円滑化促進地区の区域は、各地区の鉄道駅またはさぼーとぴあを中心とした徒歩圏内(500m～1kmの範囲)とし、生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲を設定します。

また、区の所管する建築物の整備が行われる場合は、周辺との一体的なバリアフリー整備を進める観点から、周辺の旅客施設(鉄道駅)も含めた範囲を設定します。

5-2 移動等円滑化促進地区の図示

生活関連施設、生活関連経路、移動等円滑化促進地区の区域からなる各地区について、図5-1として(1)～(19)を示すとともに、図5-2として総括図を示します。

图 5-1 (1) 蒲田駅周辺地区

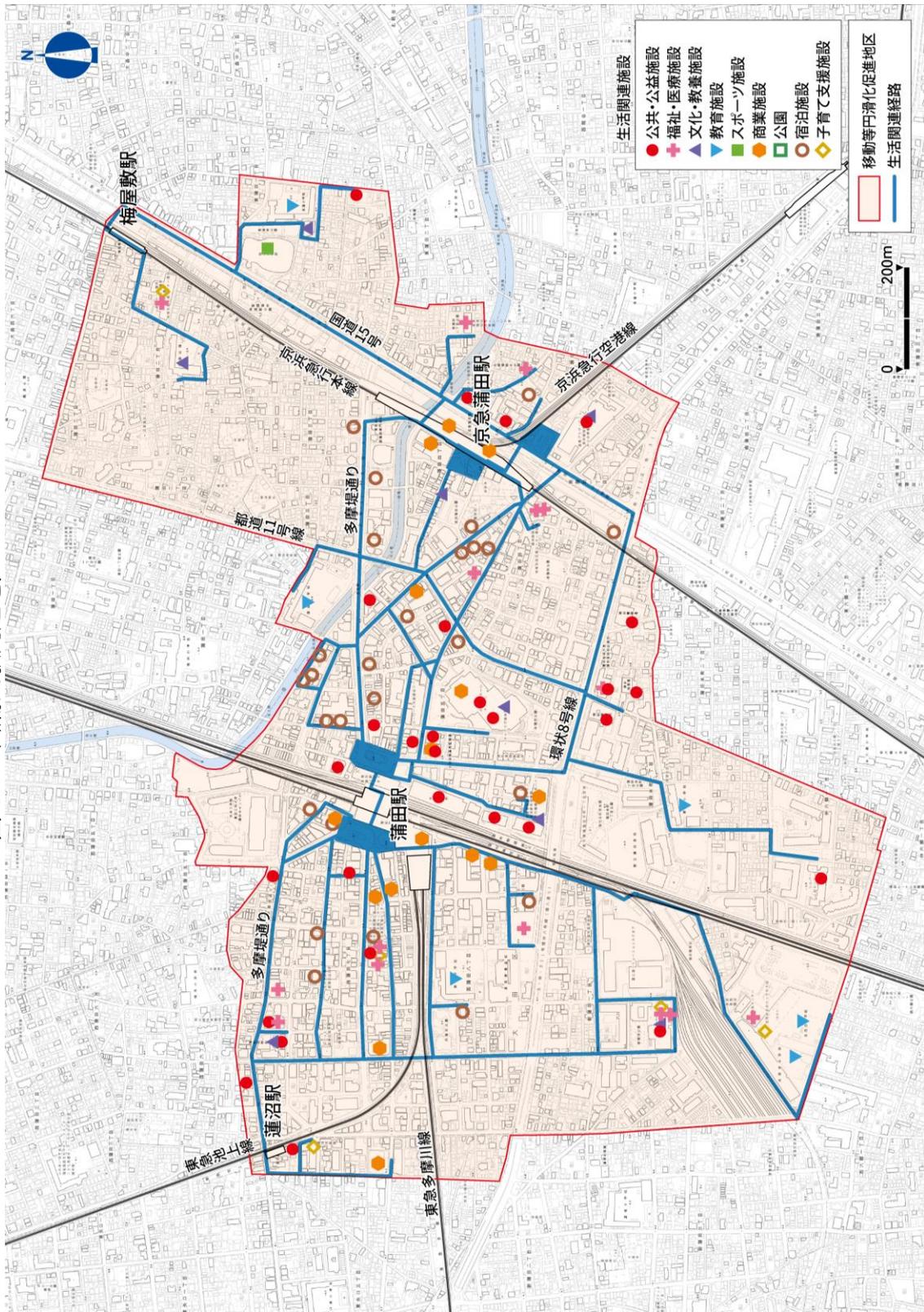


図5-1 (2)大森駅周辺地区

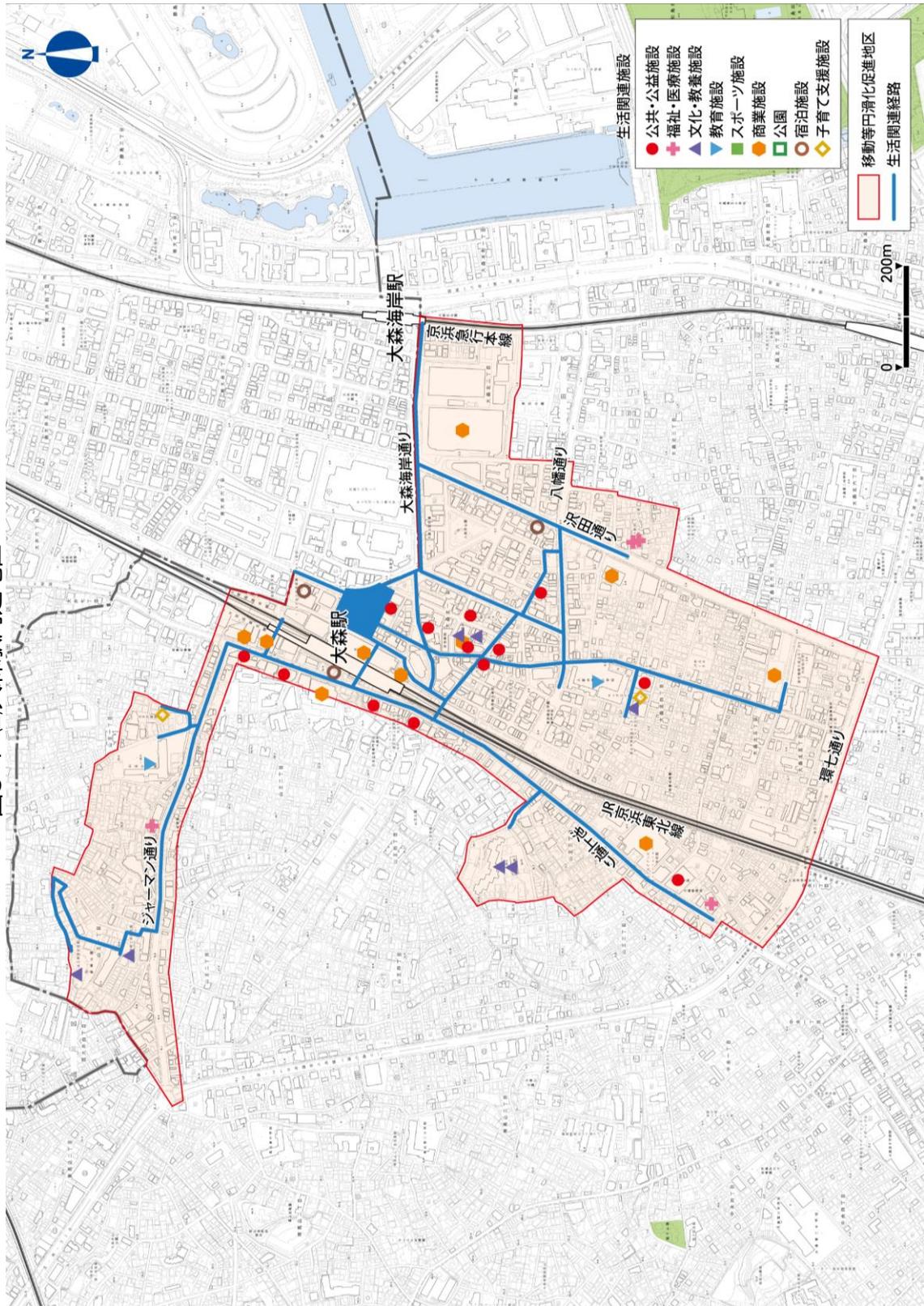


図5-1 (3)さぼーとぴあ周辺地区

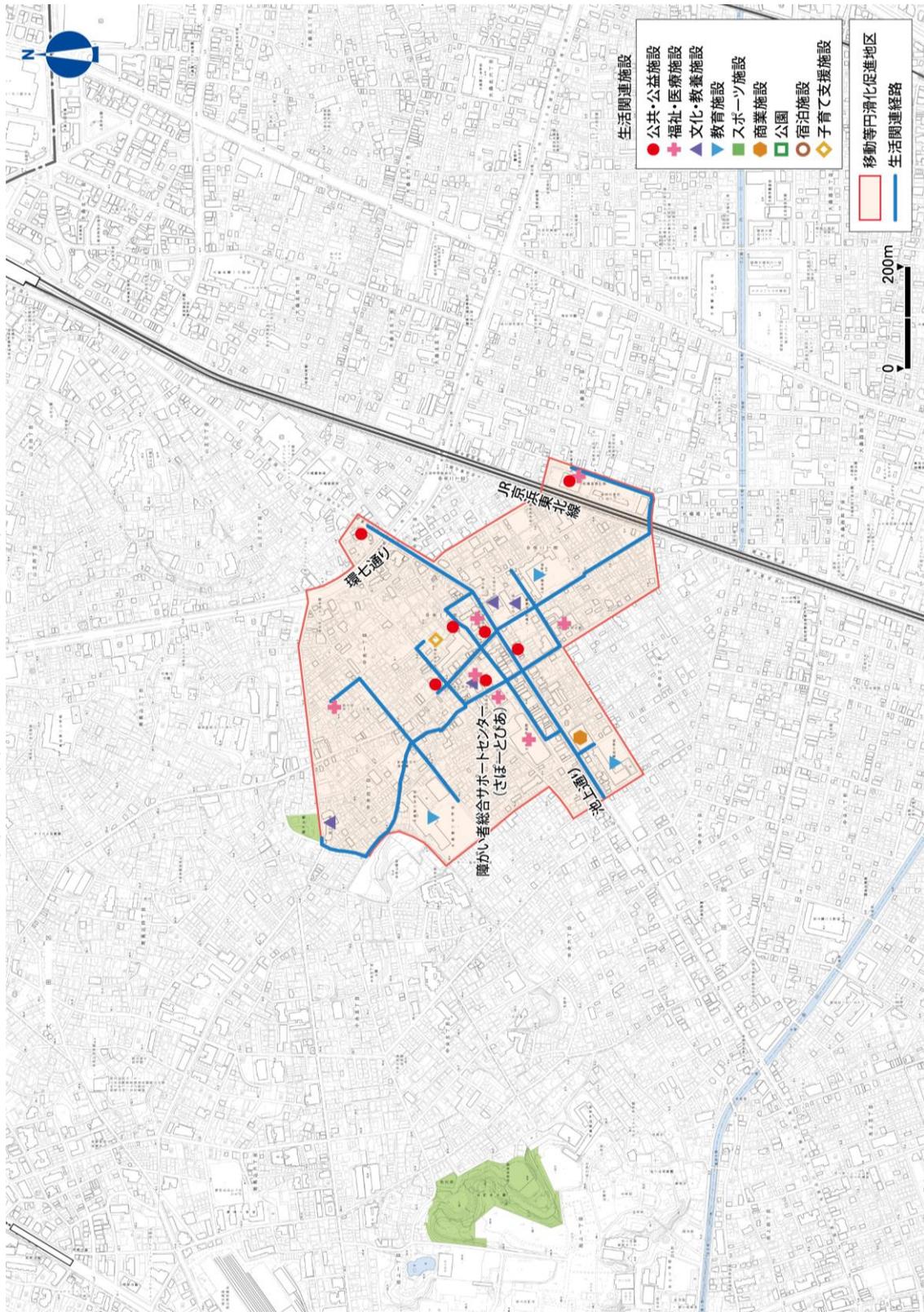


図5-1 (4)池上駅周辺地区

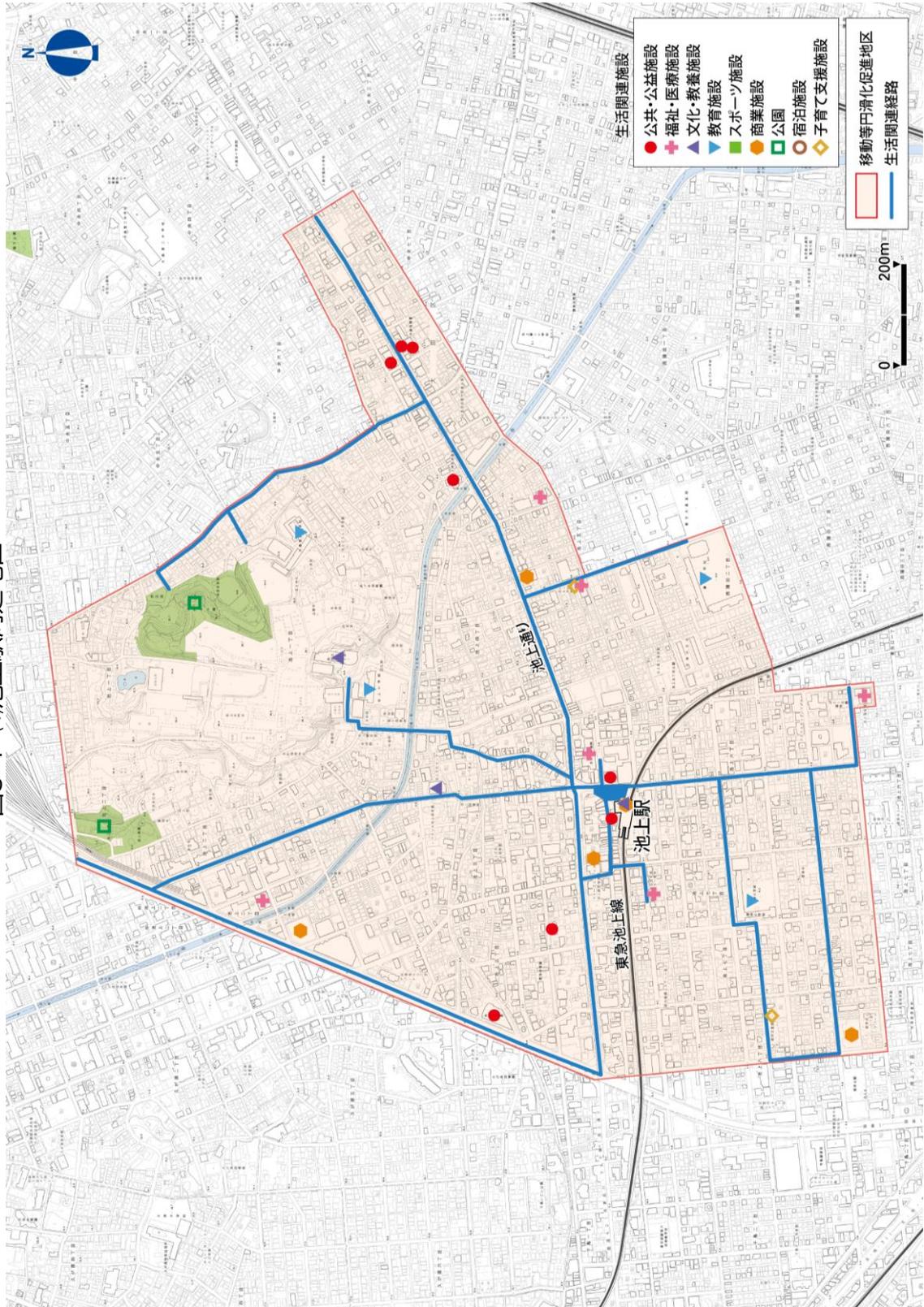


图5-1 (5)西馬込駅周辺地区

